

特集

防災

ID 1003223

日ごろから備えて災害時の被害を最小限に

いつ発生するか分からない地震などの災害。もしもの時に自分を、大切な家族を、どう守りますか。災害時の助けとなる、「自助」「共助」を中心に紹介します。
☎危機管理課 ☎(632) 2052



／チェックしてみよう／

家庭内備蓄・非常持出品の準備

ID 1003237

災害時には、電気やガス、水道などが使えなくなることや、食料品や生活用品などが手に入りにくくなることがあります。それぞれの家庭に必要なものを考えて、最低3日間程度は生活できるように準備しましょう。

貴重品



- ▼現金
- ▼印鑑
- ▼健康保険証
- ▼預金通帳
- ▼免許証 など

衣類



- ▼下着
- ▼防寒着
- ▼靴下 など

その他



- ▼卓上コンロ(予備のガスボンベ)
- ▼ホイッスル など

飲料水・食料品



- ▼飲料水(1人1日当たり3ℓが目安)
- ▼缶詰やレトルトのおかず
- ▼レトルトのごはん
- ▼インスタント食品 など

応急医薬品



- ▼ばんそうこう
- ▼常備薬(鎮痛剤など)
- ▼処方薬
- ▼マスク
- ▼手指消毒液
- ▼体温計 など

ポイント

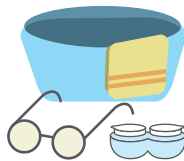
- ▼感染症防止のため、避難する際には体温計や手指消毒液、マスクも携行しましょう。
- ▼お風呂の残り湯などをすぐに捨てずにくみ置きしておく、地震などによる火災発生時の初期消火やトイレなどの雑用水に利用できます。
- ▼普段から食料や日用品を少し多めに買って置き、使ったら補充する方法(ローリングストック法)もお勧めです。

照明・情報端末など



- ▼懐中電灯
- ▼ラジオ
- ▼充電器(スマートフォン・携帯電話用)
- ▼電池 など

生活用品



- ▼洗面用具
- ▼化粧品
- ▼タオル
- ▼眼鏡・コンタクトレンズ
- ▼ビニール袋 など

「予測できない災害」だからこそ日ごろから備える大切さ

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災。東北地方を中心に、未曾有の災害となりました。

本市でも、震度6強の激しい揺れを観測し、地震直後から市内全域で長時間の停電が起きた他、市の東部を中心に、建物が壊れるなどの被害が発生しました。

今後も予想される大地震

東日本大震災以降も、熊本地震や北海道胆振^{いぶり}東部地震など、全国で大規模な地震が発生しています。本市も、いつ大地震に見舞われるか分かりません。

日ごろから、もしもの時に備えておくことが重要です。

命を守る

「自助」と「共助」の取り組み

災害の被害を最小限に抑えるための取り組みには、「自助」「共助」「公助」という考え方があります。

いずれも重要ですが、自分と家族の安全を自分で守る「自助」、地

安心して活動を

ID 1028246

宇都宮市防災地域活動補償制度

本制度は、災害時の自主防災活動や、災害時要援護者支援制度(11ページ参照)における避難支援者の活動(防災地域活動)を安心して行っていただけるよう、本市が保険会社と契約を締結し、万が一の事故に備える補償制度です。

▼対象・対象活動など

対象	対象活動	例
防災地域活動の活動者	災害時に、地域の防災活動に従事する役割が決まっている人 ▼避難所開設支援・運営支援。 ▼災害時の避難誘導・安否確認。 ▼出火防止・初期消火。 ▼負傷者の救出、救護。 ▼情報の収集伝達。 ▼避難生活の指導。 ▼飲料水、食料などの配分、炊き出し、給水活動など。	活動する場所に向かう途中や帰宅途中に、転倒してけがをした。 ▼活動中に、強風による倒木、落下物、転倒などによりけがをした。
	避難支援者(災害時要援護者支援制度) ▼災害時の避難誘導・安否確認。 ▼日ごろからの「声掛け・見守り」活動。	活動中に、避難者の所持品を誤って壊してしまった。 ▼活動中に、人にけがをさせてしまった。

▼その他 手続きや補償内容など、詳しくは、市☎をご覧ください。

☎補償制度=危機管理課 ☎(632)2052、事故の報告・調査票の変更など=消防局予防課 ☎(625)5505

自宅が洪水浸水想定区域内の皆さんへ ID 1027677

災害時の車両退避場所を確保しています

台風などの接近に伴い、河川の氾濫による浸水被害が予想される場合に、市有施設の他、民間事業所にご協力をいただき、「車両退避場所」を開設します(※)。

開設する「車両退避場所」は、避難所とともに市の「登録制防災メール」や市☎、テレビ、ラジオなどでお知らせします。

車両退避場所一覧

流域	場 所	駐車可能台数
姿川	ろまんちっく村(新里町)	約1,000台
姿川	カンセキ本社(西川田本町)西側駐車場の一部	約90台
田川	スケートセンター・城南グラウンド(城南)	約100台
田川	SUBARU(江曾島町)社有「誘導路」隣地の一部	約50台
鬼怒川	みずほの自然の森公園(西刑部町)	約100台

※市が開設を決定していない(避難情報を発表していない)場合は、「車両退避場所」としての使用はできません。また、風による被害や駐車場内での事故の補償はありません。

詳しくはこちら



最新情報など、詳しくは、市☎をご覧ください。

確認しておこう
避難の考え方

ID 1023693

避難とは、「難」を「避」けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難所に行く必要はありません。もしもの時、どうするかを日ごろから考えておきましょう。

1 親戚や知り合いの家への避難

安全な場所にある親戚や知人宅に身を寄せることも、避難の1つです。

2 避難所への避難

開設している避難所を確認の上、非常持出品を持ち、避難所へは、原則、徒歩で避難しましょう。

3 自宅にとどまる

自宅が災害による被害の危険性がなく、安全な場所に位置している人は、避難する必要はありません。外に出ることが危険な場合は自宅2階以上に避難しましょう。

チェック Check 避難所に避難する時の注意点

避難所は、市が避難情報を発令した場合に開設します。どの避難所を開設するかは、災害の種類や被害状況に応じて決定します。事前に近くの避難所を確認しておき、開設された避難所に避難しましょう。

確認しておこう

風水害時に優先的に開設する避難所 ID 1003234

本市では、洪水や土砂崩れなどによる風水害発生の恐れがある場合に、優先的に開設する緊急避難のための避難所として48カ所の施設を選定しています。

▼避難情報は、災害の種別(洪水、土砂災害)に応じて町名ごとに発令します。

▼避難所(緊急避難)は48カ所すべてを一斉に開設するのではなく、避難情報を発令した町名に対応した避難所を開設します。

▼どの避難所に避難するかは限定していないので、避難情報発令時に危険な場所にいる人は、避難が可能な避難所へ避難してください。

なお、風水害の備えについて、詳しくは、市☎をご覧ください。

域で助け合う「共助」のどちらも欠けないことが重要であり、特に、自分や家族の身を守るために、何ができるかを考え、普段から災害への備えを万全にしておくことが大切です。

しかし、災害への日ごろの備えについては、重要だと考えるもの、実際には備えていないという人も多いことから、今回は、今すぐ始められる「自助」の取り組みと「共助」のための取り組みを紹介します。

今日かもしれない、「もしもの時」に備えて、今できることから始めましょう。



地震発生! その時どうする?

地震は、家具の転倒や備品の落下によるけがなどの他、火災や土砂崩れなどの二次災害を引き起こします。

地震が発生したらどうすべきかを今のうちから考え、落ち着いた行動を心掛けましょう。

地震が発生したら……

1 まず、わが身の安全

揺れを感じたら、まず机やテーブルの下に身を隠しましょう。

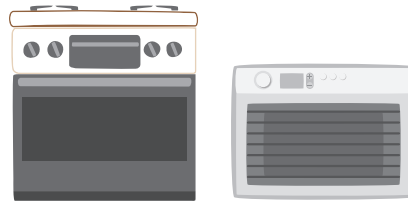
座布団などで頭を保護しましょう。



2 素早く冷静に火の始末

使用中のガス器具、電気器具やストーブなどは、素早く火を消しましょう。

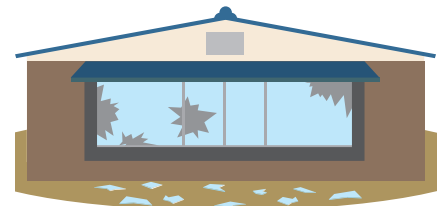
余裕のないときは無理をせず、揺れがおさまってから行動しましょう。



3 慌てて外に出ない

屋根瓦が落ちたり、ガラスが割れたりするので注意しましょう。

ブロック塀などは倒れやすいので、近づかないようにしましょう。



地震がおさまったら……

4 正しい情報入手を

ラジオやテレビ、行政機関などから正しい情報を入手しましょう。

うわさやデマに振り回されないようにしましょう。



5 協力し合って応急措置を

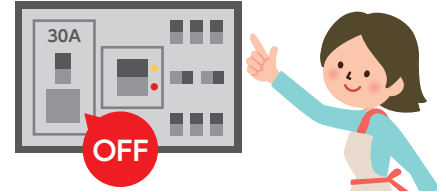
軽いけがなどの処置は、協力して手当てをしましょう。

家具や柱などの下敷きになった人がいたら、協力して救出しましょう。



6 避難の前に電気、ガスの安全確認

避難が必要なときは、火災などの二次災害を防ぐために、ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難しましょう。



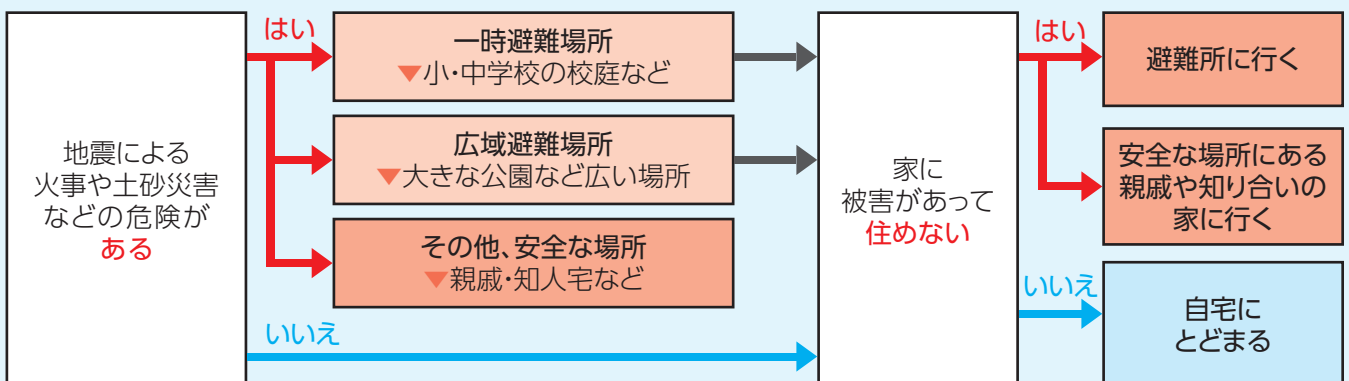
確認しよう

自分は避難すべきなの?

地震が発生した時は、下のフロー図を参照し、避難すべきか判断しましょう。

火災や土砂災害の恐れがない場合や、家に被害がない場合は避難する必要はありません。

その他、非常持出品や避難の考え方について、詳しくは、8・9ページをご覧ください。





自力避難が困難な人を
地域ぐるみで助け合う仕組み

ID 1003245

災害時要援護者支援制度

特集
③

Q 災害時要援護者支援制度ってなに？

A 集中豪雨や地震などの災害に備え、自力避難が困難な「災害時要援護者」に、日ごろから声掛け・見守り活動を行い、災害発生時には誰が支援し、どこに避難するかなどについて、あらかじめ地域住民同士で決めておく、「地域ぐるみの助け合い」の制度です。

Q どういう仕組みなの？

A 要援護者ごとに、あらかじめ地域で支援者や避難場所を決めておき、災害発生時には、避難支援者が可能な範囲で、避難誘導などを行います(右の図参照)。

ただし、災害時の状況によっては、支援に携わる人が対応できない場合もあります。

※地区によって活動状況は異なります。

Q 誰が利用できるの？

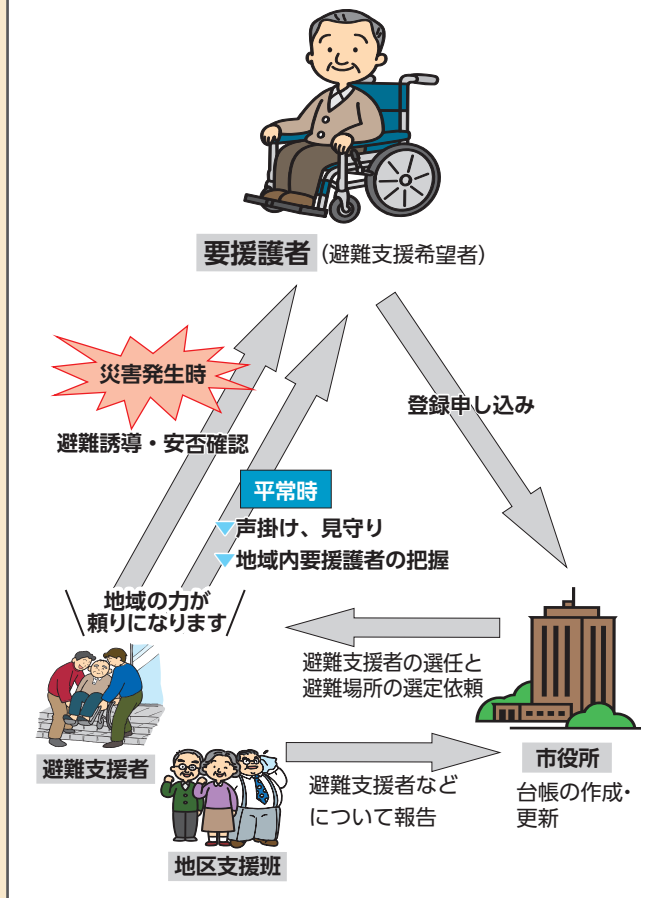
A 在宅で生活している高齢者(おおむね65歳以上)や障がい者などのうち、災害が発生した際、自力で避難することが困難で避難支援を希望する人(要援護者)が登録することで利用できます。

- ▼要介護3以上の高齢者。
- ▼「ひとり暮らし高齢者等安心ネットワーク事業」の見守り対象者。
- ▼身体障がい者手帳1・2級を所持している人。
- ▼療育手帳A・A1・A2を所持している人。
- ▼精神障がい保健福祉手帳1級を所持している人。
- ▼障がい福祉サービスを受けている難病患者。
- ▼その他、災害時の支援が必要と市長が認める人。

Q 避難支援の活動中に、万が一けがをさせてしまったらどうしよう……

A 地域において、安心して活動できるよう、避難支援者による災害時の避難誘導や安否確認、日ごろからの「声掛け・見守り」活動は、防災地域活動補償制度(9ページ参照)の対象になります。

災害時要援護者支援制度の仕組み



災害時に支援してほしい人はこちら

制度の申込方法

ID 1003245

各申し込み先に置いてある申込書(市庁から取り出し可)に必要な事項を書き、直接または送付で、各申し込み先へ。

▼申込書配布場所・申し込み先

担当地区	申し込み先
昭和	〒320-8540市役所 保健福祉総務課(市役所2階) ☎(632)2919
石井、泉が丘、今泉、上河内、河内、清原、国本、五代若松原、桜、城東、宝木、中央、西、東、平石、細谷・上戸祭、瑞穂野、峰、御幸、築瀬、陽東、横川	〒320-8540市役所 高齢福祉課(市役所2階) ☎(632)2356
篠井、城山、姿川、雀宮、戸祭、富屋、豊郷、錦、西原、富士見、緑が丘、宮の原、御幸ヶ原、明保、陽光、陽南	〒320-8540市役所 障がい福祉課(市役所1階) ☎(632)2673

※制度全般について、詳しくは、保健福祉総務課☎(632)2919へお問い合わせください。